

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第59条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第59条の2の2第1項中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

付則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改

め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第25項を同条第24項とし、同条第26項を同条第25項とする。

付則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

付則第18条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

付則第18条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第18条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第18条の11（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

付則第19条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。